

衆議院内閣委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月12日（金）、第10回の委員会が開かれました。

- 1 ①道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）
- ②自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）
 - ・松村国務大臣、あべ文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・①について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志、れ新）
 - ・①に対し富樫博之君外5名（自民、立憲、維教、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、太栄志君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・①に対する附帯決議案について採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志、れ新）
 - ・②について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志、れ新）
（質疑者）河西宏一君（公明）、本庄知史君（立憲）、山岸一生君（立憲）、太栄志君（立憲）、阿部司君（維教）、塩川鉄也君（共産）、浅野哲君（国民）、緒方林太郎君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

河西宏一君（公明）

道路交通法の一部を改正する法律案（以下「道交法改正案」という。）

- ア 自転車車が車の仲間であることを周知する必要性
- イ 交通切符（赤切符）の対象となる自転車の違反行為への対応
- ウ ペダル付原動機付自転車（モペット）の販売の在り方
- エ 自転車との間隔に応じた自動車の安全な速度

本庄知史君（立憲）

- (1) 大川原化工機事件の検証の必要性
- (2) 道交法改正案
 - ア 自転車に対する交通反則通告制度（青切符）の適用対象の考え方及び具体的な運用方針
 - イ 運転免許証とマイナンバーカードとの一体化
 - ウ 自転車運転中の携帯電話の使用禁止についてのフードデリバリー事業者への対応
 - エ 自動車と自転車との十分な間隔及び間隔に応じた自動車の安全な速度
 - オ 自転車の通行空間の確保
 - カ 自転車の交通安全教育

山岸一生君（立憲）

道交法改正案

- ア 被害者となった自転車利用者への救済が後退しないかという懸念
- イ 自転車運転中の携帯電話の使用禁止に「ながらスマホ」の禁止が含まれることを周知する必要性
- ウ 自転車の違反行為に対する赤切符の運用見直しの方向性
- エ 自転車運転者講習制度の運用見直しの必要性

太栄志君（立憲）

道交法改正案

- ア 自転車に対する青切符導入の効果及び導入の理由
- イ 危険箇所における重点的な指導取締りの必要性及び重点地区に通学路を加える必要性
- ウ 登下校中のこどもの自転車関連交通事故件数に対する本法案の効果
- エ フードデリバリーの自転車配達員に対し識別表示をさせる必要性
- オ 危険回避のためのバスの急ブレーキ等を安全運転義務違反の適用外とする必要性
- カ 自転車の交通安全教育に係る官民協議会の見通し

阿部司君（維教）

道交法改正案

- ア 本法案の立法事実及び期待される効果
- イ 年齢層別の自転車関連事故の状況
- ウ 自転車の交通安全教育の現状認識及び今後の取組
- エ 交通安全分野におけるナッジ（自発的に行動変容を促す工夫）の活用に関する現状認識及び今後の方針
- オ 自転車専用スペースの整備状況
- カ 交通事故情報のデータ活用ツールを広く国民に提供する必要性
- キ 電動キックボードの現状認識及び今後の取組

塩川鉄也君（共産）

- (1) 自転車関連事故
 - ア 2020年以降、事故件数が増加している理由
 - イ 東京都が自転車関連事故の増加の大半を占めている理由
 - ウ 東京都の全交通事故に占める自転車関連事故の割合
- (2) 電動アシスト自転車の販売台数増加の理由及び交通事故件数の推移
- (3) 自転車関連事故に関する詳細な分析の必要性
- (4) 自転車通行空間の整備の必要性

浅野哲君（国民）

- (1) 自転車通行空間の整備において自治体側で必要となる手続
- (2) 交通反則通告制度による自転車の取締りに関する周知の方法及び取締りの考え方
- (3) 基準に適合しない製品が電動アシスト自転車として販売されていることへの対策の必要性

緒方林太郎君（有志）

- (1) 電動キックボードに関する法制度の在り方を見直す必要性
- (2) 飲酒運転に関する検査
 - ア アルコール検知管の信頼性
 - イ 複数の手法による検査の実施を推奨する必要性

大石あきこ君（れ新）

- (1) 今国会で道交法改正案を提出する理由
- (2) 車椅子や電動車椅子による通行が運転に当たらないことの確認